

令和4年度答申第8号

令和5年 3月30日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年1月19日付け松市民第1195号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が、個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）により、非開示とした情報のうち、利用目的の欄及び利用目的の内容の欄の部分の情報は開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、松戸市長（以下「処分庁」という。）に対して、令和2年10月6日付け個人情報開示請求書により、「住民票の写し等の交付申請書（平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）」について、本件個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に対して、「住民票の写し等職務上請求書（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項等による申出）令和〇年〇月〇日」（以下「本件文書」という。）を特定し、令和2年10月9日付け個人情報一部開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律68号）第2条の規定により、松戸市長（審査庁）に対して、令和2年12月16日付け審査請求書により、本件審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

審査請求に係る処分のうち、非開示とした部分（利用目的、利用目的の内容、請求者の欄）を取り消し、開示することの決定を求める。

(2) 理由

審査請求に係る処分は、次のとおり不当である。

請求者による弁護士は、依頼人の虚偽の依頼内容を基に、住民基本台帳法第12条の3第2項等による申出を行っている。

虚偽と言える理由は、ネットの掲示板に投稿した私に対する記事内容が、誤認や想像ばかりで作られているからである。

弁護士は、虚偽の依頼内容を基に、職権を利用して、私の住民票の開示を請求し、依頼者は私の個人情報である世帯主、本籍を不当に取得している。

上記の疑念があるため、今回開示請求したが、肝心な利用目的、利用目的の内容、請求者が非開示のため疑念が残ったままである。

不当な開示請求であれば、請求者の弁護士に対する法的処置も検討するため、非開示部分を取り消し、開示するとの決定を求める。

4 処分庁の説明要旨

(1) 弁明の趣旨について

本件請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由について

ア 本件審査請求人の本件開示請求により、該当期間の記録を確認し、審査請求人の住民票の写しと、交付申請書一件の保存を特定した。

イ 本件処分の住民票の写しと、交付申請書を確認したところ、利用目的、利用目的の内容、請求者の各欄について、利用目的欄、利用目的の内容欄は、本人以外の個人情報の特定の端緒となる情報が記載され、請求者欄には本人以外の情報が記載されていた。

本人以外の第三者の情報を本人に開示することは、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため、第三者に関する情報は、非開示情報として、条例第10条第1項に該当する。

ウ 本件開示請求は、あくまで自己の個人情報の開示請求であり、審査請求人が本件処分内の請求者欄の人物に対し、法的処置を検討しようとしているとしても、条例第10条第1項により、本人以外の第三者の情報は、非開示の個人情報となる。

(3) 審査請求の理由について

住民基本台帳法第12条の3第1項には「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者から申出があるときは、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に

当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定されている。

そして、同条第2項においては、「特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定され、同条第3項においては、「特定事務受任者」とは、「弁護士（弁護士法人を含む。）等々をいう。」とされている。

したがって、仮に、弁護士から、住民票の写しの申出があったとしても、住民基本台帳法第12条の3の規定により、住民票の写しの交付をすることは可能である。

(4) 結論

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

(2) 開示請求の対象となる公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的

に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」(条例第2条第7号)をいう。

本件文書は、住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法第12条の3第2項等による申出)であり、住民基本台帳に関すること及び住民票に関することは、市民課の事務分掌であるため(松戸市事務分掌規則(平成25年松戸市規則第11号)第8条第2項)、組織共用文書に該当し、当該公文書に記録されている個人情報、開示請求の対象となる。

(3) 個人情報の記録の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録(当該個人のものに限る。)のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、公文書に記録されている個人情報の記録のうち、当該個人に関するものに限って、当該個人に開示請求権を認める。

これは、自己情報のコントロールのため、市の機関が保有する自己の情報について、開示請求者が確認し、必要があれば個人情報の訂正、利用停止等を求めることができるようにするためである。

同項は、括弧書において、当該個人のものに限って個人情報の記録の開示を請求できる旨を規定しているため、開示請求の対象となった公文書中に、第三者の個人情報の記録が含まれる場合には、当該第三者の個人情報の記録は、開示請求できない。

ここで個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいう(条例第2条第1号ア)。

以上を踏まえ、本件文書のうち非開示とされた利用目的、利用目的の内容及び請求者の欄について、審議会において、インカメラ手続によりそれぞれ

確認したところ、これらの情報のうち、請求者の欄の情報は、審査請求人本人にとっては第三者の個人情報であることが確認された。

しかし、利用目的及び利用目的の内容の欄の情報は、特定の個人を識別できるようなものではなく、第三者の個人情報には該当しないことが確認できた。

(4) 個人情報の非開示事由について

利用目的及び利用目的の内容に関する情報は、本人自らの個人情報の利用に関する情報として、当該個人にとっては、その具体的な利用の目的、内容、時期等について、できる限り知りたい情報である。条例においても、第10条第1項の規定により、本人の権利利益を保護する手続を保障している。

したがって、市の機関としては、「法令の規定により非公開とされているもの」（条例第10条第1項）に該当せず、また、条例が定める非開示事由（条例第10条第3項）に該当しない限り、開示すべきである。

上記のうち、条例第10条第1項の法令の規定による非公開については、住民基本台帳法第35条は、住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者等の守秘義務を規定し、また、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条は、秘密保持の権利及び義務として、弁護士等の守秘義務を規定するが、いずれも漏えい等が対象であり、市の機関が条例に基いて行う個人情報の開示等を対象とするものではないため、該当しない。

また、同条第3項第1号の「個人の評価、相談等に関し本人に知らせないことが正当と認められるもの」については、本件ではそのような事情は、認められない。

同項第2号の「市の機関の公正又は適正な行政執行の妨げになるおそれのあるもの」については、本件ではそのような事情は、認められない。

同項第3号の「公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」については、本件について非開示とすべき公益上の必要性や緊急性等は、本件では特に認められない。

以上のことからすると、本件文書のうち、本件処分により、非開示とされた部分について、「請求者」の欄は非開示とすることが相当であるが、「利用目的」及び「利用目的の内容」の欄は、いずれも開示すべきである。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月19日	諮問書の受理
令和 4年10月13日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 4年11月17日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 5年 1月12日	第3回審議会（審議）
令和 5年 2月16日	第4回審議会（審議）
令和 5年 3月30日	第5回審議会（審議）